

議 会 報

ふつさ

No. 2

昭和 45 年 11 月 20 日
 福生市議会事務局
 ☎ 0425-51-1511(代)



10月2日に巨大なC5ギャラクシーが横田基地に飛来し、基地周辺の市町代表者に公開され、当市でも議員、課長が視察しました。

機首の貨物積載口は、大型戦車のみ込む怪鳥の口のように。このギャラクシーの価格が150億円で今の市総予算の10年分は賄える巨額、何より心配なのは今後の騒音、大気汚染でありこのたび設置した横田基地対策特別委員は早やくも熱心に機内視察をしました。

提出議案と結果

第二回臨時会

- 福生市の条例用語等の整備に関する条例 原案可決
- 福生市議会委員会条例の一部を改正する条例 原案可決
- 福生市議会会議規則の一部を改正する規則 原案可決
- 福生市自治会館条例の一部を改正する条例 原案可決
- 昭和四十五年度福生市一般会計補正予算(第二号) 原案可決
- 福生市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について 原案同意

第一回定例会

- 福生市公益質屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 原案可決
- 昭和四十五年度福生市一般会計補正予算(第三号) 原案可決
- 昭和四十五年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号) 原案可決
- 昭和四十五年度福生市都市計画福生土地区画整理事業会計補正予算(第一号) 原案可決
- 昭和四十四年度福生市下水道事業会計決算認定について 原案認定
- 福生地区消防組合規約の一部を改正する規約 原案可決
- 西多摩衛生組合規約の一部を改正する規約 原案可決
- 青梅、羽村、福生地区都市下水路組合規約の一部を改正する規約 原案可決
- 福生伝染病院組合規約の一部を改正する規約 原案可決
- 東京都旧市町村職員恩給組合資産管理組合の解散について 原案可決
- 特別委員会の設置について 原案可決

第1回定例会

一般会計補正予算1億2,070万円追加 44年度水道事業会計決算を認定 横田基地対策特別委員会を設置

市制施行後の第一回定例会が、去る九月二十一日から十月一日までの十一日間にわたって開かれました。今定例会で審議された議案は市長提議案十件、議員提議案一件、陳情六件であります。議会で、これらの議案、陳情

のうち各会計の補正予算、水道事業会計決算認定、陳情をそれぞれ担当の委員会に付託し、慎重に審議しました結果、議案十一件を可決陳情三件を採択、三件を閉会中の継続審査として閉会しました。

一般会計補正予算は 生活保護公害対策費など

今回補正された主なものは

民生費において、福祉会館を運営するための必要な管理費、福祉関係の各種の扶助費、精神薄弱者、老人保護収容者措置費、身体障害者補装具扶助費など

衛生費において、市内の公害発生状況を調査するための大気汚染ナマリ公害などの大気ガス測定器、飛行機騒音を自動的に測定する騒音測定用記録計、各自の自動車に直接取付けて測定する一酸化炭素測定器とこれに必要な経費、土木費において、福生駅の立川より鉄道横断の排水路工事費、ガードレール、道路灯、反射鏡など交通安全施設設置工事、福生駅東側二二街路の家屋移転などの補償料、公園整備費など

消防費において、第二分団詰所新築工事費、福生地区消防組合の消防署新築工事費負担金など

教育費において、第一小学校分校の暖房装置取付、給食をまかな

これらの事業を執行する主な歳入は、市民税において個人分の所得の延びによる調定増、通称基地交付金の追加、都府交付税確定による追加、国、都の事業に対する補助金、負担金、小中学校の私費解消費の単価引上げなどによる市町村振興交付金、前年度繰越金の確定による増額、都市計画街路二二二整備事業債などが補正されました。

この補正予算について質疑の中心は、公害対策、市制による福祉関係経費で、それぞれ所管の常任委員会に付託し審議され十月一日の最終日に各委員長より審査報告があり、委員長に対する質疑の

一般会計補正予算(第3号)歳出内訳

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1. 議 会 費	25,735	355	26,090
2. 総 務 費	150,395	9,336	159,731
3. 民 生 費	241,164	19,379	260,543
4. 衛 生 費	130,722	3,820	134,542
5. 農林水産業費	9,253	303	9,556
6. 商 工 費	12,450	△ 386	12,064
7. 土 木 費	251,229	37,056	288,285
8. 消 防 費	43,330	17,834	61,164
9. 教 育 費	223,091	25,786	248,877
10. 公 債 費	65,179	4,710	69,889
11. 予 備 費	4,664	2,509	7,173
歳 出 合 計	1,157,212	120,702	1,277,914

主な質疑

後、採決の結果委員長報告とおり原案可決されました。

質疑 基地交付金(国有提供施設等所在市町村助成交付金)の十分の二の交付について、特殊な福生市として迷惑料ほどのくらい加味されているか

答 四十四年度までは十分の二が適宜案分されていたが四十五年からは基地交付金のほかに調整交付金があった。これが四十五年度に三億円取れた、これは、アメリカのドル資産で直接作ったものを調整交付金でみよう。もう一つは基地外にたくさんアメリカ人が

質疑 予算書をみると基地交付金は作年の実績ということで、市長の努力というものが出ていないが、幾らかでも盛り込まれていると云うことを聞きたい

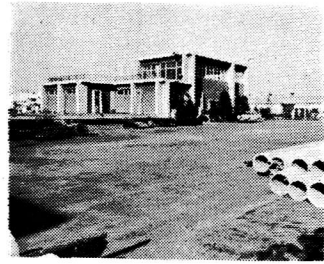
答 自治省の関係で前年の決定額に増加分の率をかけて算定したもので、つかみどころがないので例年このような方法でやって、いる。昨年は担当の自治省の局長に基地の内外を見てもらった。本年も時期になったので自治省にまいたい。この数字より多くなると

思うが努力する。
 質 疑 市になり福祉関係について全般的に仕事が多くなつたと思うがスムーズに仕事が運んでいくか、各種の扶助等も厳格になると思うがどうか

答 確かに保護だけでなく福祉関係全般に非常に仕事が多い、今まで青梅まで行って来たものが福生でことが済み便利になつたと思う、現在ケースワーカーも講習に行ったりしていて手不足である、その中で生活に困っている方々の相談が多くなつてきている。また、合併による市制でないのですみずみまで目が届き反面厳格であると思うが保護者は西多摩事務所の時よりは若干増加している。老人も十八名施設措置しているが施設が満員で苦慮している。いずれも表情にあった福祉行政ができ市になつた意義があると思う。

質 疑 公害対策費の中で大気ガス、騒音、一酸化炭素の測定器具を購入すると云うが今までどのような排気ガス測定をしたか
 答 都の首都整備局公害対策部において、最近三多摩地区も測定しているが市に器材がなく都のもの借りて測定した、測定方法は昼間の八時から六時まで十時間行ない十八リッター入りビニール袋に一時間ごとは空気を一ぱい詰め込んだものを公害研究所にもって行き濃度を計かってもらう。ナマリについても同様な採集時間で容

器に入れる紙に空気を通し分析化学研究所にもって行ったが現在これらのところが混んでおり結果が出るまで時間がかかる。
 質 疑 水質検査についてどうか
 答 都市下水路においては毎月都において水質検査を直接やっている。また魚が浮いた場合はその魚と水を直接取り都公害対策部へ持って行って分析してもらう、その容器を現在用意している。
 疑 答 予算的には測定器具の買入だけのようにだが健康診断をやる意志はあるか。
 答 オキシダントのことだと思ふが発生時点において保健所で診断してもらい、ナマリ公害については一人一万円ぐらい経費がかかるそうであるが福生では発生事件がないので予算計上してないが、今後そのような問題が発生すれば保健所と連絡をとりその対策を考えたいと思う。



第三浄水場と配水池用地

四十四年度福生町水道事業会計

決 算 審 査

監査委員の決算審査にあたっては、町長から提出された決算書類が法令に基づいて作成されているかどうか、また事業の財政状態および経営成績を適正に表示しているかを確かめるため関係の諸書類を審査したものです。

審 査 の 結 果

◎ 決算諸表について

審査に付された決算諸表は地方公営企業法および関係法規に準拠し、会計原則にのっとり作成され、経営成績および財政状態をお互に適合正に表示しているものと認められた。

◎ 経営状況について

本年度の総収益は、一億三千八百七十六万円の前年度に比較し一、三、〇の伸びを示し総費用は、一億二千二百七十八万円の前年度に比較し一四、〇の伸びで差引純利益は、一千五百九十八万円となつている。これは前年度純利益一千七百二十万円より百四万円六、一の減少となつている。この原因は、供給単価(収益)より給水原(費用)の伸び率が高いためと、有収率が減少したことによるものと思われる。費用のうち伸び

の大きいものは、人件費、減価償却費支払利息である。現在拡張事業を実施しており、これら経費も今後ますます増大するものと考えられ楽観はゆるされな

有収率においては、八一、四で前年度八二、一と比較し、〇、七減少している。有収率については原因をよく検討し、より高率を計り、効率のよい運営を望むものである。(有収率とは浄水場から出る水一〇〇に対する需用者から料金として徴収される水八一、四の比率)

◎ 給水状況について

計画給水人口十万人に対し、現在給水人口は四万二千八百一人で普及率は四二、八であるが、現在行政区内人口四万三千八百九十八人に対する普及率は九七、五となつている。これは前年度に比較し五、二の上回っている。総配水量は三、七二八、六五九立方

◎ 財政状態について

米で前年度に比較し三六六、五九八立方米一〇、九の増加となっている。有収率において年々減少の傾向にありこれの対策を講じる必要があると思われる。

◎ 財政状態について

資産の総額は六億七千六百四十六万円のうち固定資産六億二千

区 分	44年度	43年度	増 減	伸 長 率
総 収 益	1億3,876万円	1億2,468万円	1,408万円	111.3%
総 費 用	1億2,278万円	1億0,766万円	1,512万円	114.0%
純 利 益	1,598万円	1,702万円	△ 104万円	93.9%
総 配 水 量	3,728.659m ³	3,362.061m ³	366.598m ³	110.9%
有 収 水 量	3,036.414m ³	2,759.178m ³	277.236m ³	110.0%
有 収 率	81.4%	82.1%	△ 0.7%	—
供 給 原 価	38円03銭	36円32銭	1円71銭	104.7%
給 水 原 価	38円00銭	34円10銭	3円90銭	111.4%

三百八万円、流動資産五千三百三十七万円となっている。資産の総額は前年度に比較し一億二千二百七十万円、二、二%と大巾に増加している。この増額の内訳は、固定資産一億一千四百一十一万円、一、八%の増、流動資産一千二百一十八万円、二六、八%の増となっており、固定資産が全体の九〇、八%を占めている。固定資産の増加の主なるものは、土地二千二百七十五万円、これは第三浄水場配水池用々地であり、次に導配水管の布設による構築物の増八千六百四万円が主に占めている。流動資産における増加は、現金預金一千七百八十六万円、未収金、貯蔵品は七百五十八万円の減額となっている。この貯蔵品の減額は支給材料制度の廃止にともない新たに材料を購入しないためである。なお貯蔵品においては決算審査実施日に抽出により調査を行ない在庫量も帳簿と一致し適正なることを確認した。

負債 の総額は八十九万円、対前年度三十九万円の増額となっている。これは未払費用の増額であるが、三月分の費用が四月に請求されてくるのが相当あり、未払費用となるもので会計上やむをえぬものと思われる。

資本 の総額は、六億七千五百五十六万円で前年度より一億二千二百三十万円の増二一、九%の伸長率である。この増加の内訳は、

自己資本金三百二十万円、借入金本金一億三百六十五万円、剰余金一千五百三十八万円が主なるものである。自己資本金の増加は建設改良積立金の取りくずし額であり、借入金本金は第四期拡張事業に対する企業債の借入額一億一千万円から償還金六百三十四万円を差引いた額の増加である。

剰余金の内工事負担金として二百六十六万円の増加は、消火栓の設置にともなう一般会計からの負担金である。他に減債積立金として九十万円、建設改良積立金六百七十二万円がそれぞれ増額となっている。これは前年度未処分利益剰余金を処分したものであるが、建設改良積立金は積立額一千万円から取りくずし額三百二十万円を差引いた額である。

◎むすび

当年度の水道事業会計の決算状況をみると、前年度に引続き黒字となり、経理面においても正確な計数が把握されていることが、財務諸表に示され、企業の経営方針が順調であったことが認められた。また電算機による料金計算等、経理事務の面において改善され、事務効率化に関する積極的な努力が見受けられた。事業面においては、第四期拡張事業の二年目として、都市化による人口急増の給水需用に対処すべく諸施設の拡張工事が実施された。また三多摩給水

の受入れに対処すべく用地の確保も行なわれた。しかしながら反面、これら拡張工事も全て企業債に依存しており、今後これらの元利償還金の増加に加え、近い将来受水も開始されると、その財政負

横田基地対策特別委員会を設置

委員長に 加藤清一氏
副委員長に 田村匡雄氏

本定例会の最終日に議員提案により、つぎのような内容の横田基地対策特別委員会の設置が提案されて原案可決されました。

- 一、委員会の名称 横田基地対策特別委員会
- 二、設置の期間 昭和四十五年十月一日から目的完了の日まで
- 三、委員の定数 十名
- 四、調査事項 横田基地に関すること。

提出議員からの提案理由は、先に横田基地に飛来のC51ギヤラクシー輸送機の件に鑑み基地公害の及ぼす影響は、本市といえども例外ではないものであり、かつ今後においては至近距離にある基地によって、こまもろもろの被害から市民を守る立場にあるわれわれとしてこれが一連の調査や、これに基づく対策をたて住民福祉にかげ声にのみ終わらせないために

担も重くなることは予想されるものである。拡張事業施行にあっては東京都における水道一元化の問題もあり、先行投資にあたってはより一層慎重に計画を遂行された

特別委員会を設置し強力に推進しまた隣接の関係市町とも連絡して運動してこそ効果があがるものと考えられますので本案を提出した次等であり、つづいてつぎの委員が選任され互選の結果、委員長に加藤清一議員、副委員長に田村匡雄議員が就任しました。

- 委員長 加藤 清一
- 副委員長 田村 匡雄
- 委員 小堺 仁七
- 岩田 博
- 川杉 重雄
- 杉本 皆雄
- 末次 性男
- 中村 国太
- 塩野鉄之助
- 石川 信義

△ △ △

議 会 日 誌

七月 1日	第一回市議会臨時会、開庁式 市制施行
2日	市制施行挨拶廻り
3日	市制施行挨拶廻り
6日	大多摩観光協会総会
7日	平塚市七ヶ祭り視察
8日	三多摩上下水道路建設促進協議会(第二委員会)
9日	大分県佐賀関町議会視察に來庁
11日	福祉センター特別委員会 C51ギヤラクシー視察 全員協議会
15日	議会職員研修会
20日	福祉会館開館式
21日	厚生委員会、西郡議長会
22日	愛知県旭町議会、京都府向日町議会視察に來庁
23日	常任委員長会議
27日	七ヶ実行委員会
29日	議会報編集委員会、議員会役員会、広島県府中町議会視察に來庁
30日	水道工事起工式、育英会理事會
31日	市議政局長研修(七日まで)
八月 5日	市制施行記念式典
8日	議会運営委員会
11日	立川横田基地協議会役員會
12日	東京都町村議事事務局長研修會(十四日まで)
13日	

第一回定例会における一般質問は四人の議員により、各種の公害問題を中心に行なわれました。要旨はつぎのとおりです。

横田基地による農作物の被害及び拡充による市民犠牲に対する対策は

質問 市内各施設の充実はめざましいものがあるが、反面北側には横田基地の騒音と大気汚染が発生し、南にはかつて清流を誇った多摩川も汚染によっておかされてる福生市の現実だ、そこで横田基地を発着するジェット機の排気ガスが原因とみられる瑞穂町における農作物が枯死するという問題があり、防衛施設庁に調査を要求したとのことであるが福生市内にそのような事故があったかどうか、またその対策は

つきに騒音対策であるが最近ジェット機の騒音が激しく、ギャラクシーの騒音は格別である。アメリカ議会の歳出委員会において、横田基地には騒音防止つきエンジン始動施設、貨物関係施設の拡充等に二百四十一万九千ドルが決定された、数少なくなった基地周辺住民の犠牲による公害は許すべきでない、直接被害を受ける周辺市町と密接な連携により基地司令官、防衛庁にこの際交渉すべきである。

市長 瑞穂町の農作物公害ですが連絡をとりお聞きしたところ飛

行機の離着陸による被害は、農作物にはなかった。かつて飛行場の瑞穂より北側の石川島播磨工場付近の飛行機誘導路周辺において被害があったそうだが現在はないようだ。福生市においても関係方面に聞いたが現在被害はなく、また届出もない。

騒音については大変気を悩ましてる。被害を基地周辺だけの市町村が負うというところはあまりにも不合理だ、しかし音を平均的にまきちらすとはできないので代償として、経済的行為でまかなって、経済的再三強く要望してはいる。これは福生だけでなく基地周辺の協議会においても強くお願いしている。

多摩川流域下水道の処理場の変更、流末処理の一元化は可能か

質問 多摩川流域下水道の都の基本構想である処理場の場所を変更させることが可能かどうか、また都市下水路と基地外排水路を含めた流末処理場の一元化をどう考えるか

市長 狭い市であり処理場の建設に頭を悩ましてる。多摩川左岸に三キロ間隔位で非常に多くの処理場ができる計画で、数を減らせないかとの要望を都知事にして



あり一敷を減すことは理想であるので考えてみる」との答弁をされているので大きな期待ももっている。

処理場に都市下水路と基地排水路の統合は、都の方針が合流するようになってる、基地排水路についても流末処理場ができたところに入れるのが一番よいと考えてる。

危険な砂利穴対策を急がれたい

質問 瑞穂、羽村の砂利穴を視察した結果、砂利穴問題がいかにむずかしいかを痛感した、砂利穴が旧法と新法でやっており、旧法で砂利穴を掘った所は掘りほうだいで少しも埋めていない、新法は都で許可するが四十五度の角度で掘るころになってる。福生市においても掘りほうより二カ所穴を掘ってある。それを見ると四十五度どころではない、もし雨でも降ったり

市長 通知を受けそれ以来見廻っている、二カ所のうち奥の方は旧法の時代で五日市街道の方は新法である。ご指道の通り都道のふちまで不法採掘している。これらは都の関係であるが早く埋戻すよ

う督促している。この問題については西多摩事務所長を一長として警察署、市町村で砂利災害の防止対策推進協議会を結成することになっており効果があがるものと思う。

爆音のひどい地域に対して特別措置を

質問 横田基地の爆音は八高線から横田基地の間がひどくその中でも昭島寄り掘り向う武蔵野が特にひどい、この地区の人は土地の値上りもなくよく我慢している、現実には騒音の中でほとんど家ができてはいるが、これら地域の市民に格差の是正の面からも非常に遅れている。道路政策について市長の考えをお尋ねする

市長 爆音は通称武蔵野地区はたしかにひどい、しかもガソリン運搬の引込線もありお気のどくである。かって玉川上水に橋を架けるべく推進している道路が悪いことから道路改修を先ずやるべきで補助道一号の拡市、舗装等を防衛施設庁に陳情しているが、道路も曲っており五日市街道の混雑もありむむむの技術的に考えた方がよいのではないかの防衛施設庁の意見により、今回は補助道一号線の補装をし拡市はしないでおきその後抜本的改修の陳情を進めて行きたい

市が必要とする用地買収価格について考えられたい

15日	福生地区消防組合全員協議会
17日	第二回臨時会、全員協議会 総務委員会
18日	三多摩上下水道建設促進協議会(第三委員会)
19日	東京都庁議政局長会議、日米友好委員会
20日	三多摩上下水道建設促進協議会(第一委員会) 青少年問題協議会
25日	全国基地協議会実行委員会 三多摩上下水道建設促進協議会(第二委員会) 衛生組合全員協議会
26日	福生地区消防組合協議会
28日	東京都議会議長会
31日	西郡議会議務研究会
九月	三鷹立川間復々線化因鉄事情
4日	下水路組合行政視察(九日まで)
7日	三多摩上下水道建設促進協議会定期総会
10日	広域行政特別委員会
11日	協議会運営委員会、新市制役員会
14日	協議会運営委員会、新市制役員会
18日	委員長会議、叙勲伝達式
20日	市制記念園芸大会
21日	第一回市議会定例会
22日	建設委員会
25日	厚生委員会
26日	総務委員会
28日	埼玉銀行福生支店地鎮祭
29日	議会運営委員会

質問 市が今までの坪六千六百円の用地買収価格は町発展、地域の開発ということで協力を展いられてきたと思う、北多摩の市町では時価相場というのが多いようだがこの際市として成長した現在考えるべき段階であると思うが市長の考えは

市長 市の現在の用地買収価格については物価体形からいって不当に安価であるが、市になっても財政力はそう増加せず、むしろいろいろの市造り充実が急がれているので一挙に大巾値上げはとうてい望めずやはりご協力というお考えでやっていた方がいい。また現在においても物件の補償、あるいは移転費は時価でお願いしている。そこで最近の私道の例があるのでこれを基準としてお願いしたいと考えている。新設の道路を造る場合は大体平方米一万円、拡巾の場合は二通りで市がどうしても必要な場合平方米六千円、権利者の方々の申し出による場合平方米二千円として、原則的に三段階で当分まいりたい。

都市下水道、多摩川の汚染
はこのまま放置できない

質問 都市下水道における工場廃液の流出と石材洗浄による多摩川の汚染は、本年当市における検査でも都市下水道の流末河口で最高一七四PPMという数字で、また永田橋下においても最高六一P

PMとますます汚染度は高く、上流建材会社で行なっている山より搬入している赤土混りの原石の洗浄は、田子の浦にも匹敵するヘドロを流している。川底はヘドロでうずまり魚の住む場所もない、このような河川の汚れを建設省の関係当局はこれを見てないのか、また知らないのか、市長はこれらの問題について、都市下水道の管理者に抗議をされたことがあるか、また下水道を使用している各工場に対してどのような手を打っておられるか、これに対する補償を今後要求する考えがあるか、建設会社に対して排出の調査建設省に対しての抗議と取り締りを申し込めたか。

市長 建設省に対してはお願いもし知っているとのお願ひもしているが現在まで多少の資料はあるが今後これらの資料を作るといふことであり、その後を考えて行く問題と思う、採石の工場の補償の問題は都、建設省の許可でやつており取り締りについても同様で、取り締りを強化するようお願いする以外にない。

基地排水路について今後の問題点を問う

質問 基地排水路の南部幹線の基地外の関係と、これにともなう基地内より流れ出す汚水について

一 般 質 問

伺いたい、もともと基地内にたまる雨水を流すことが目的でこの幹線工事を行ったが、戦後二十五年あれだけの施設をもつ横田基地に汚水処理場一つなく、あらゆる水が全部地下浸透により処理されて現在まで続いている。最近ドル資本により基地内の排水路建設工事が着手されたと聞いている。この工事が完成すれば何を流すか治外

法権の米軍のことでありそのときにあわててもあとの祭りである。先日基地司令官のレセプションにおいても今後流す水については何も云えないと云っている。もし廃液が流され浄化されない汚物が流されるようになれば、これから住宅地として開発される地区を流れて、公園付近を流れて多摩川にそそぐこの排水路を考えたとき、今より市として取るべき態度を決めておくべきではないか。ここで市長に伺いたい。

一、今後基地問題に対して、議会ともども厳重な態度をとることにあたる考えがあるか

二、排水路の使用目的について、雨水以外の流出があれば直ちにマンホールの閉鎖をするぐらいの強気をもった公文書をもつて

三、排水路の流末が昭島市に入るが昭島市との話し合いがついて

四、現在基地外のこれらの汚水排水、または吸い込み施設を総点検する必要があると思うが実行に移す申し入れを考えているか。

五、これら排水口の水質検査を今後されるか。

市長 基地排水は、これはあくまでも雨水排水で建設したものでほかの不良な水は入れさせない立前を取っている。ただ基地内のことで大変困るわけで、今後基地問題について議会ともども厳重な態度でのぞみたい。排水路の使用目的が違った場合、これはもちろん確認された場合には閉鎖するぐらいの強い態度でよろしいと思う。昭島市との関係は現在はいない。水質検査は流れ出たものが検査ができる場所があったらした方がよろしいと思う。

市営と場の運営と公害に対する今後の措置は

質問 現在の市営と場の施設能力は約二五〇頭前後のと殺が限度であるが、三〇〇頭近いと殺もあると聞いている。これにより発生する汚物は処理場に放置されているこのため付近住民を苦しめているこの問題について

一、被害を受けている付近住民に對して、今後どのような形で補償を考えているか

二、汚物処理は今後何日間ぐらい

でこれを処理するか

三、今後付近の公害による消毒は週何回ぐらいする計画か

四、不完全な浄化施設により排水される汚水に対して、今後どのような措置をとるか、また抜本的な政策を考えているか

五、と場建設にあたり、付近住民と取りかわされた同意書に基づいての覚書を今後実行されるか

経済課長 第一点と第五点であるが、と畜場建設で生活に支障がある場合には両者で協議するとなつていて、公害が生じないよう努力するが発生の場合は覚書を重視する。また補償の問題はその時点で考慮する。二、三、四点については、公営企業であり良心的にやるよう心がけている。と畜場の公害は三つある、汚物、排水、浄化槽から流れ出る赤い水である。汚物については新しい業者に依頼して大体三日、一週間に二回を原則として取り除く、付近の消毒はハエの発生を防ぐもので十日もしくは十五日一度住民に通告して実施しているが必要があれば回数もふやす、不完全汚物の今後の対策ですが、これは浄化放流水のことだと思つて、都の公害部でBOD、SSについて分析しているが昨年

は基準以下であった。

いずれにしてもと畜場の施設もすでに抜本的改善しなければならぬ状態にある。

△ 第二回臨時会 ▽

市制施行後の第二回臨時会は、八月十七日招集されました。この臨時会は四十五年度福生市一般会計補正予算(第二号)、固定資産評価審査委員会委員の選任同意の

ほか条例及び議会会議規則の用語の整備、自治会館条例の一部改正が審議され、それぞれ可決、陳情一件を担当委員会に付託し閉会しました。

福生病院付属看護学院

防音改築を市で間接事業補助

四十五年度福生市一般会計補正予算(第二号)は二千四百万円の追加補正でこの金額が防衛施設周辺整備補助事業として、福生病院付属看護学院防音改築の間接事業補助の予算措置をしたものです。内示決定は東京都国民保険連合会に対して行ない市が防衛庁に書類を提出しようとするものです。

当該市町村に対して政令に定めるところによりその予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができるということで、この生活環境施設という対象に看護学院がある。自治法上「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては寄付または補助をすることができ」となっている。これを受けて交付することになる。

質疑 本補正予算は先日防衛庁の告示によってできるようになった案件と思うが、地方公共団体が医療法人に対して中間的なこのような補助金の行為を行なうことについて地方自治法との関連はどうか

答 基地周辺の整備に関する法律には、生活環境、または事業経営の安定に要する施設の整備について、必要な措置をとるときは、

質疑 補助金を交付しその後の責任についてはまったくないこととなるが、工事完了後の問題が起きたときの責任はどちらがとるのか、また監督権はどうか

答 補助金であり事業そのものについては、市が責任をもつということ、補助には一応の監督権があり、実質の工事や工期の申し入れは十分できると思う。

福生市固定資産評価審査委員会

委員に斎藤菊蔵氏を再選

福生市固定資産評価審査委員会委員の斎藤菊蔵氏が八月一日をもって任期が満了になるため、同氏を再び委員に選任するための同意を求めたもので全員が一致して同意されました。

同氏経歴

住所 福生市大字熊川六八三番地
生年月日 明治三十八年二月四日

経歴

一、自昭和二十一年十月 民生委員
至昭和二十三年三月

- 一、自昭和二十一年十月 福生町選
- 至昭和二十四年十月
- 一、自昭和二十一年十月 福生町選
- 至昭和二十四年八月
- 地委員会委員
- 一、自昭和二十五年十月 福生町民
- 至昭和二十八年九月
- 生委員推せん会委員
- 一、自昭和二十七年十月 福生町民
- 至昭和四十年九月
- 生委員推せん会委員
- 一、自昭和四十年八月 在 福生町固定
- 至現 資産評価審査委員会委員

▽ 全員協議会 △

質疑 工場からの排水について新聞にも報道されたが汚染について現況を説明願いたい。

答 秋川漁業組合からも下水道汚染について陳情があり八月六日理事者会で各工場の実態を視察し悪いところについて注意した。八月十四日再度工場場の責任者を呼び注意し、理事者会で対策を協議している。しかしながら各工場が下水道組合に契約した以上のものを流していることは事実だと思つ、そこで多少の経費を要しても下水

たかどうか、流末処理については工場の外に排出されるところで無害でなければならぬことになっている。この点を強く押し進められたい。

答 下水道組合で検査した結果ですが、最も新しい工場排水から検出したシアン含有量についての結果は、新聞に相当大きな数値が出たが、本年の五月頃基準以上出ているところはない。工場排水は数値が一定していないが、これは雑排水が出ていないところは濃度が低いということ、数値的に差があるということ、いずれにしても工場から排水されるシアン系統についてはやはり浄化装置等について工場側に厳重に注意し、これからもメッキ工場については何日かに一度現場を見て指導、監督をしていく、それによって遂次改善される方向にもっていきたいと思う。

質疑 メッキ工場六社には浄化槽があると思うがどうか

答 沈んでる槽がある。その改善は都の指導によりやっているようだが資金の面で苦慮しているらしい。また都市下水道を使っている関係で基準以下に押えるよう強く指示した。雑排水の出ている樋を何本かにし、そこでシアンその他有害なものを区分けし浄化する方向に今度切りかえこれを現在設計中である。完成は十二月ごろになる。

第二回臨時会、第一回定例会に市民から提出のあった陳情についてお知らせします。

採択されたもの

陳情第五号 夜間定時制高校生への教科用図書は無償給付に関する陳情書

請 願 と 陳 情

三多摩には二十一もの都立定時制高校があり、約六千人が学んでいるうち約五割が三多摩の発展に伴って流入した地方出身者であり、これらの勤労青少年に就学を奨励する措置の一つとして夜間定時制高校生への教科用図書の無償給付をされるよう陳情したものです。

総務委員会に付託され三回にわたる審議、市内の定時制生徒数、勉学に必要な経費など調査を重ねた結果、願意については了とされるので、支給につき努力されたいとの意見をつけて採択となりました。

提出者 東京都国立市中三ノ四都立五商内東京都高等学校職員組合多摩支部支部長 長谷川正氏、都立多摩高等学校校福

生分校主事 中島 昭氏、都立多摩高等学校福生分校 P・T・A 会長荒井 清氏ほか五十八名

陳情第七号 失業対策事業の存続に関する陳情書

失業者の生活の安定をはかるため、緊急失業対策法に基づき地域住民のための公共施設の建設や整備などの役わりをはたし国の補助金が三分の二近く出される失業対策事業の制度を廃止することなく存続させ、その内容を事態にそくして改善し、いっそう活用してくださいとして陳情したものです。

建設委員会に付託され二回にわたる審議の結果、市の財政を考慮するに、失業対策事業は今後とも必要と思われるので陳情の意に副うよう関係機関に対し善処方努力願いたいとの意見をつけて採択となりました。

提出者 西多摩郡秋多町原小宮三四二番地 全日本自由労働組合東京支部福生分会委員長 青木ふくよ氏

陳情第九号 通学道路の舗装に関する陳情書
福生第一小学校通学路として東福生駅東側の八高線平行道路は利用児童が集中し交通量がはげしい上に道路状態が悪く登下校に危険を感じているので舗装されたい。また、第一小学校分校周囲の道路も未舗装であり、

天の日など水たまりができ通学に支障をきたしている。このような道路の舗装工事を一刻も早く進められたいとして陳情したものです。

建設委員会に付託審議されました、現地視察をしての審議の結果でこぼこの悪路であり防衛道路、区画整理の関係もあると思うが、願意は了とされるので善処方努力願いたいとの意見をつけて採択となりました。

継続審査となつたもの

陳情第七号 行政区の変更に関する陳情(昭和四十四年九月三十日提出の立川市砂川町との行政区区域変更の陳情で立川市議会との関係上継続審査となつてい

る) 提出者 立川市砂川町三二六三番地 土屋芳一氏ほか十三名

陳情第十号 傷痍軍人会援助に関する陳情書

提出者 西多摩郡松原村一〇七五番地 西多摩傷痍軍人会 長 清水知一氏

新しく委員会付託となつたもの

陳情第十一号 し尿浄化槽の汚物の収集許可に関する陳情書
提出者 立川市錦町六丁目十番九号 三多摩清掃事業協同組合理事長 吉川 潔氏
福生市大字福生一〇三四番地 福生清掃社 瀬古周吉氏
西多摩郡秋多町草花二八三三番地 島田産業有限会社代表取締役 島田金重郎氏



通学道路を視察する議員

議 会 を 傍 聴
し ま し ょ う
第 2 回 市 議 会 定 例 会 は
12 月 に 開 か れ ま す

編 集 後 記

「議会報ぶつさ」第二号をお届けいたします。
本号は市制施行以降の第一回定例会を中心にお知らせしましたが新市としての多くの重要問題が審議されました。

編集においても主な議案の質疑の内容を多く取り入れて市民のみならず市民の内案を知っていたり、一般質問においても公害問題にしばられ熱の入った質疑が続けられましたが傍聴の方々が少なく残念でした。

議会報に対する皆さまのご意見を寄せさせていただきます。